

資料4-7

令和3年度における就労収入向上 および障害者雇用に関する取組事業

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

1

令和3年度の障害福祉課における就労収入向上および障害者雇用に関する取組事業概要

教育現場における支援

大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業

大学に在学する発達障害者に対して、大学から就労にかけての切れ目のない支援の充実を図るため、大学進路担当者への巡回支援、大学における発達障害理解講座や大学と地域の支援関係者（福祉、労働等）による合同研修会等を実施する。対象：長浜バイオ大学、滋賀文教短期大学、滋賀大学（経済）、滋賀県立大学、聖泉大学、びわこ学院大学
 <<R2年度事業実績（R2.12未現在）>>・巡回支援等：198回

知識・技能の向上

障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業

経営力の向上や品質向上のための支援を行うアドバイザーを増員し、新型コロナウイルス感染症により、生産活動に影響を受けた事業所への支援を強化する。

また、仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情がある障害者に対し、テレワーク等の活用による就業支援を実施する。

障害者介護職員養成事業、介護等における知的障害者就労促進事業、介護等における精神障害者就労促進事業

知的障害者および精神障害者の介護現場での就労促進を図るため、介護技能習得支援や介護事業所職員への障害者雇用の環境整備支援、有資格者と介護事業所間の雇用等の調整を一体的に実施する。

<<R2年度事業実績>>

- ・介護技能等研修：10名修了
- ・介護事業所職員研修：67名受講
- ・介護等における知的障害者就労促進事業修了生：4名

障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業

障害者の農業分野での就労促進と事業所の工賃向上を図るため、農業に取り組む事業所に 農業技術の専門家（3名）を派遣し、アドバイスを行う。

<<R2年度事業実績>> 7事業所

2

一般就労への移行支援

就労移行支援促進事業

就労移行支援事業所の職員等を対象に就労アセスメント手法に関する研修や障害者が働く企業での現場実習など基本的な支援技術に関する研修を実施する。〈R2年度事業実績（R3、1未現在）〉アセスメント研修：12名

新 就労系障害福祉サービスの支援力向上事業

事業所等において就労支援に携わる職員の専門性を高めるため、ジョブコーチ養成研修を受講する際の費用を補助する。

新 障害者の就労定着の推進に向けた調査・検討事業

職場定着の実態を調査するとともに、障害者の定着支援に関わる関係者による検討会議を開催し、調査結果を踏まえた課題の整理および定着支援のより効果的な実施について検討する。

障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

障害者優先調達の促進

県の各機関において、障害者就労施設等からの物品・役務の調達を優先的に行う。

しが障害者施設応援企業認定

企業が障害者施設へ物品・役務の調達、資材の提供を行った場合に、しが障害者施設応援企業として認定する（R2：56社）

障害者差別解消総合推進事業

障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害者差別を解消するため、障害の社会モデル研修、出前講座の実施、合理的配慮の助成モデル事業等の取組を行う。

雇用促進に向けた総合的支援

障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター）

国の仕組みである就業・生活支援センターに、職場開拓と定着支援の機能を独自に付加し、障害者の就労と雇用のニーズのマッチング、職場定着支援等を一体的に実施する。
〈R2年度事業実績（R2、9未現在）〉
・センター登録者のうち新規一般就労者数：183名・相談件数：19,898件

3

障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業

事業目的

就労福祉サービス事業所で働く障害者の就労収入の向上を図るため、事業所への業務改善指導、商品開発、販路拡大への助言・支援、事業所職員の賃金向上に係るスキル向上のための人材育成研修など、事業所の仕事おこし支援を行う。
また、在宅での仕事を希望する障害者に対し、テレワーク等の活用による就業支援を実施する。

現状と課題、必要性

・就労継続支援事業所における平均工賃は、平成18年度の16,600円から令和元年度には29,308円でまで上昇しているが、目標工賃である30,000円に届いていない。
・新型コロナウイルス感染症の影響で事業所の生産活動収入が減少し、利用者が実際に受け取る工賃の額も減少している。
→アドバイザーを増員し、新型コロナウイルス感染症により、生産活動に影響を受けた事業所への支援を強化する。
→仕事を希望する意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情がある障害者に対し、テレワーク等の活用による就業支援を実施する。

事業の概要

経営改善

①経営力育成・強化、事業所職員の人材育成研修

経営方針作成等作業分解による支援方法等の研修



②品質向上、個別指導アドバイザーの派遣

専門家の派遣や助言、支援、専門家の派遣による事業所の商品開発への助言援助



販路の場・新たな仕事の創出

①在宅就業マッチング支援

在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築、販路開拓等の支援



②農福連携WEBマルシェの開催

・農福連携に関わる事業所の商品販売および情報提供

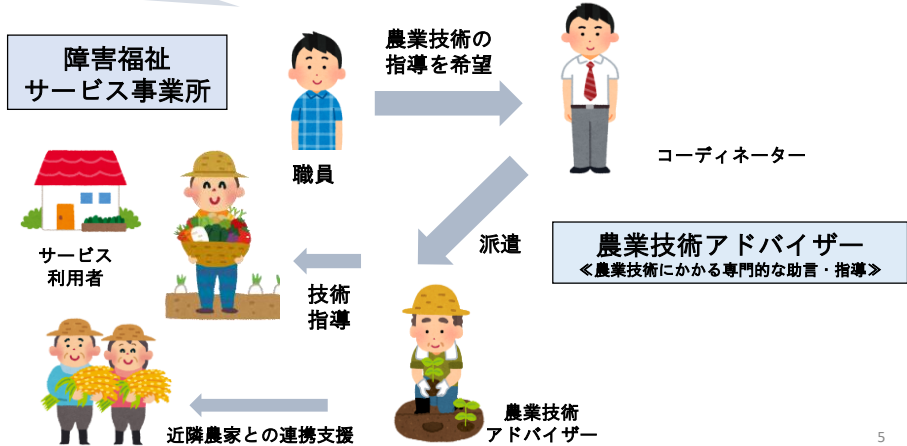


4

障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業

農福連携を進めていく上で、必要な支援は？ 障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート結果より(H30.8月実施)

回答のあった87事業所のうち、最も多い回答が
「農業技術にかかる専門的アドバイス」38事業所



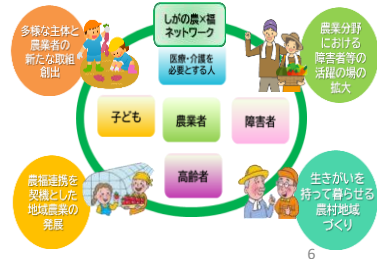
その他農福連携関係について

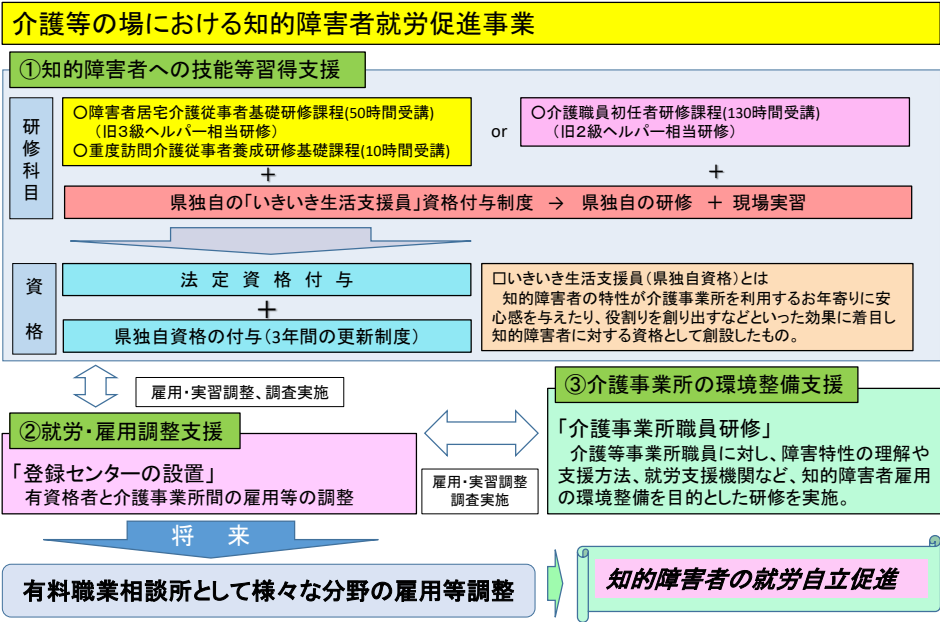
＜障害福祉サービス事業所が関わる他部局の取組＞

農業者と福祉事業所の農作業受委託のマッチングについて (担当：農政課)
 農業分野での障害者雇用や農作業受委託等による障害者の雇用・就労場の拡大や農福連携を契機とした農業経営の発展を支援するために「農福連携コーディネーター」を配置して、農業者と福祉事業所等のマッチングや連絡調整等を行っています。

農福連携トライアル事業について (担当：農政課)
 地域の農業者と福祉事業者等が協働し「新たな農福連携」を実施する場合、障害者等を雇用等している農業者や福祉事業所が新しい品目への着手や既存栽培品目の生産拡大を行い「発展した農福連携」を実施する場合において、その必要な経費の一部について予算の範囲内において事業費を助成します。事業応募期間等の詳細は、県のHPをご覧ください。

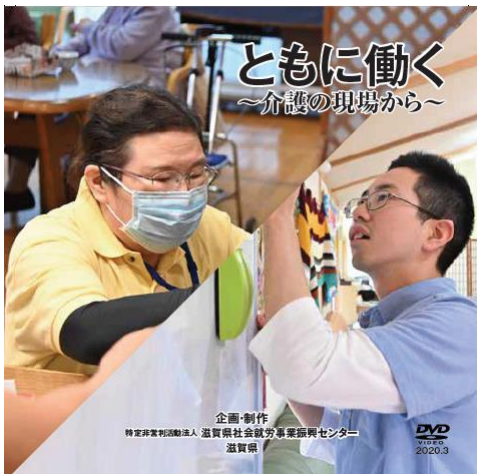
R元年度発行
「滋賀の農福連携事例集」
(障害福祉課、農政課にて配布)





7

「令和元年度」
知的障害者ならではの働きプロモーション事業「介護現場で働く修了生の紹介動画」作成
障害福祉サービス事業所、介護事業所へのPR資料として、本研修を修了し、介護現場で働いている2名の方が働く様子を紹介した動画を作成しました。



<https://youtu.be/abPmUVG-wq8>



8

就労移行支援促進事業の概要

現状と課題

1. 一般企業等への就職を希望する障害者に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う「就労移行支援事業所」の障害者雇用を果たす役割は大きい。しかし、個別的就労移行支援事業所では、的確な職業評価（就労アセスメント）、また職業評価に基づく訓練を実施するノウハウやスキルの蓄積が進んでおらず、就労実績は年79人程度（総定員約353人）にとどまっており、また、移行率が0%の事業所割合が3割ある。
⇒企業ニーズなどの雇用現場の状況を踏まえた適切な訓練・就職支援を行い、関係機関と連携し障害者の就労促進を図る必要がある。
2. 就労継続支援事業利用は、平成27年度から就労移行支援事業所で一般就労の可否を見極める就労アセスメントで一般就労困難と判断された際に利用可能とされ、就労移行支援事業所職員の職業評価能力向上が必要である。
⇒的確な職業能力の評価により関係者連携のもと障害者が就労に繋がる機会を広げる必要がある。
3. 就労系障害福祉サービス事業所から一般就労へ移行する者は約3%となっており、利用者の中で一般就労可能と思われる者の就労移行支援にあたり、事業所職員や総合的なマネジメントを行う計画相談事業所職員などの能力の向上も必要だが、職員数が少ない施設等では研修に参加できないことも多く能力向上を図れない。
⇒事業所への出前講座にて実践的な知識の向上を図る必要がある。

課題解決のために

企業等就労現場実習の実施

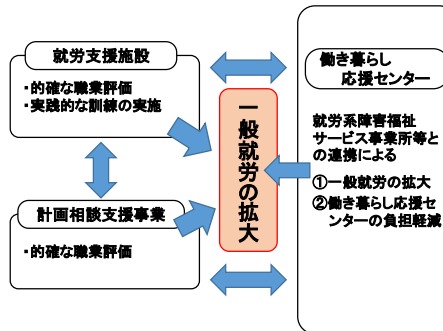
企業等就労現場実習について、就労系障害福祉サービス事業所の職員が、障害者雇用に関与する企業等で実習を行い、企業が求める人材ニーズや就業能力や雇用現場の状況等を実践的に学び、利用者の一般就労への就職支援が適切に行える職員の育成につなげる。

就労アセスメント手法研修の実施

障害者の就労能力を評価する就労アセスメント手法研修について、就労移行支援事業所等の就労支援に関わる職員が必要な知識や技能を習得できるよう研修を実施し、就労面の能力評価の向上を図る。

就労移行支援 出前講座の実施

就労移行支援に課題を抱えている事業所へ訪問し職員向けの就労支援に関する助言・援助を行い、実践的な支援能力の向上を図る。



9

新 就労系障害福祉サービスの支援力向上事業

事業内容

就労系障害福祉サービス事業所等の職員が、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を受講する際の経費の一部を補助。

1. 対象

就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所
働き・暮らし応援センター

2. 補助額

1人当たり上限25,000円

3. 対象経費

職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修にかかる受講料、旅費および宿泊費

新 障害者の就労定着の推進に向けた調査・検討事業

事業内容

障害者の定着支援に関わる機関や、障害者を雇用する企業等へのアンケートを行い、職場定着の実態を調査するとともに、障害者の定着支援に関わる関係者による検討会議を開催し、調査結果を踏まえた課題の整理および定着支援のより効果的な実施について検討する。

10